

平成 24 年 4 月 24 日

大阪府立学校条例 逐条解説

教育振興室高等学校課、教育振興室支援教育課、教職員室教職員企画課、教職員室教職員人事課、施設財務課

I 制定の理由

府立学校の効果的かつ効率的な運営を行うため、府立学校の設置、運営等について必要な事項を定める。

II 制定の内容

1 総則（第 1 章関係）

○ 第 1 条関係

（目的）

第一条 この条例は、大阪府立高等学校（以下「高等学校」という。）及び大阪府立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（以下「府立学校」という。）の設置、運営、教職員の人事、入学検定料等に関し必要な事項を定めることにより、府立学校の効果的かつ効率的な運営を行い、もって府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とする。

〔解説〕

本条は、この条例の目的を定めるものである。

この条例は、大阪府立高等学校（以下「高等学校」）及び大阪府立特別支援学校（以下「特別支援学校」）（以下「府立学校」）の設置、運営、教職員の人事、入学検定料等に関し必要な事項を定めることにより、府立学校の効果的かつ効率的な運営を行い、もって府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とするものである。

なお、学校は地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設であることから、その設置管理に関する事項は条例で定めることとされている（地方自治法第 244 条の 2 第 1 項）。

[参照法令等]

■地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 (略)

2 府立学校の設置等 (第2章関係)

(1) 第2条関係

(府立学校の配置及び通学区域)

第二条 府立学校は、教育の普及及び機会均等を図りつつ、将来の幼児、児童及び生徒の数、入学を志願する者の数の動向、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的に配置されるよう努めるものとする。

2 入学を志願する者の数が三年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。

3 高等学校の通学区域については、平成二十六年四月一日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。

[解説]

本条は、府立学校の適正配置と再編整備に関する基準及び通学区域の設定の見直しについて定めるものである。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第4条の規定により、高等学校は、教育の普及及び機会均等を図るため、配置や規模の適正化に努めなければならないとされている。そこで、本条第1項及び第2項は、この規定の運用に当たっての考慮事項を定めている。

第1項は、すべての府立学校に共通する配置の基本原則を明らかにしている。府立学校は、将来の幼児、児童及び生徒の数、入学を志願する者の数の動向、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的な配置となる

よう努めることとしている。ここで「効果的」とは、教育の普及及び機会均等を図る上での効果的な配置を意味しており、例えば、各学校の特色や教育実績等を踏まえて、府域にバランスよく配置されるよう配慮すること等である。「効率的」とは、府立学校が府民の負担によって設置運営されるものである以上、常に最小の経費で最大の効果を挙げるような配置とすべきことを意味している。

第2項は、高等学校について、第1項の志願動向に関する考慮事項を具体化したものである。再編整備の対象にするかどうかについては、志願者数が3年連続して定員に満たない場合が生じても即座に再編整備とするのではなく、志願動向の増加が将来にわたって見込めない等、改善の見込みについて十分に見極めた上で判断するものである。

なお、この条例の施行期日が平成24年4月1日であることから、募集人員数を下回った年は平成24年度に実施される入学者選抜から起算することになる。

第3項は、高等学校の通学区域について、平成26年4月1日から府内全域とすることに向けて設定の見直しを行う規定である。同日から通学区域が府内全域となる場合は、それまでの間、大阪府教育委員会（以下「委員会」）は、中学校における進路指導、生徒の進路選択に混乱が生じないように、広報活動をはじめ万全の準備で臨み、生徒の進路選択においてメリットをもたらすよう努めなければならない。

[注解]

「再編整備」とは、いわゆる統廃合のほか、学科の再編等による当該学校の教育内容の改善見直しを含む。

[参照法令等]

■公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

(公立の高等学校の適正な配置及び規模)

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

■地方自治法

第二条 (略)

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

■府立高校の再編整備について（平成24年2月定例府議会大阪維新の会 上島議員一般質問に対する教育長答弁）

問）府立学校条例では、「3年連続で定員割れし、改善の見込みがない場合は再編整備対象」としています。府立能勢高校では、ここ数年、定員割れが続いていますが、豊能町・能勢町を合わせた広大な面積の中で、他に私立高校も無く、平均通学距離が9kmと極端に遠く、電車等の通学手段も無く、地域の子供達にとっては、能勢高校が唯一の地元校です。府立高校の再編整備にあたっては、このような地域の状況なども十分に配慮して取り組んでいただきたい。

答）知事提案の府立学校条例案の第2条第2項において、3年連続で定員割れをし、改善の見込みがない学校は、「統廃合」ではなく、学科の再編等を含む「再編整備」の対象校となるという規定を置くこととなりました。また、第2条第1項では、府立高校は、教育の機会均等に配慮しつつ、将来の生徒数、志願の動向、当該校の特色などとともに、所在する地域の特性等を総合的に勘案し、効果的かつ効率的に配置するとしております。ご指摘の能勢高校につきましては、まさに議員と同じ思いであり、地域において私学との補完性がないこと、電車等の交通手段がない通学不便な事情等を総合的に勘案し検討する必要があると考えております。教育委員会といたしましては、今後、府立学校条例のこの2つの規定をしっかりと踏まえ、府立高校の配置を検討してまいります。

■通学区域の法規制廃止の背景

●旧地教法第50条廃止の際の衆参委員会付帯決議

- ・衆院文科委「受験競争を激化させたり、学校間格差を助長することがないよう努めること」
- ・参院文教科委「受験競争の激化、学校間格差拡大等を招かないよう努めること。また、通学区域の設定に当たっては、地域社会の意向等地域の実情を十分踏まえるよう努めること」

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について（H13.8.29 13文科初五七一各都道府県教育委員会等あて文部科学事務次官通知）

第三 留意事項

三 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除関係

- (一) 本改正は、一律に、通学区域をいわゆる全県一学区にすることや通学区域の拡大を意図するものではなく、公立高等学校の通学区域の設定について、これを設定するか否か、また、どのように設定するかについて、これを教育委員会の判断に委ねようとする趣旨のものであること。

(2) 第3条、第4条、別表第1及び別表第2関係

(高等学校の設置)

第三条 高等学校を別表第一のとおり設置する。

(特別支援学校の設置)

第四条 特別支援学校を別表第二のとおり設置する。

別表第一 (第三条関係)

名称	位置
(略)	(略)

備考 (略)

別表第二 (第四条関係)

名称	位置
(略)	(略)

[解説]

第3条、第4条、別表第1及び別表第2は、府立学校の設置根拠となる規定である。

学校の設置は教育委員会の権限であるが（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）第23条第1項）、学校は地方自治法第244条第1項に規定する公の施設であることから、その設置管理に関する事項は条例で定めることとされている（地方自治法第244条の2第1項）。

[参照法令等]

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二～十九 (略)

■地方自治法

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2・3 (略)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 (略)

3 府立学校の運営 (第3章関係)

(1) 第5条関係

(学校運営に関する指針)

第五条 大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)は、基本計画(大阪府教育行政基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十八号)第三条に規定する基本計画をいう。以下同じ。)を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。

[解説]

本条は、府立学校の運営に関する指針についての定めである。

大阪府教育行政基本条例第3条では、府は教育基本法第17条第2項の教育振興基本計画(以下「基本計画」)を定めることとされ、府の教育の目指すべき姿を府民に明確に提示し、その実現に向けて具体的な施策を講じていくことが求められている。そして、基本計画を実

行するためには、実際に幼児、児童又は生徒の教育を担う府立学校において、基本計画に沿った学校運営を行う必要がある。

そこで、本条は、基本計画を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を委員会が定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示することを定めたものである。毎年度、委員会が「府立学校に対する指示事項」として取りまとめて府立学校に通知するとともに、校長等に説明等を行っている行為がこれに当たる。

[注解]

「踏まえ」とは、よりどころとして考え合わせ、考慮することをいう。この条例には、本条に定めるもののほか、校長が学校経営計画を定める場合に基本計画や本条の指針となるべき事項を「踏まえる」義務（第7条）、保護者等のニーズを「踏まえた」研修の義務（第18条）、生徒又は保護者による評価を「踏まえた」授業評価（第19条）等の定めがあるが、これらはすべて同義である。

[参照法令等]

■教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 (略)

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■大阪府教育行政基本条例

(教育振興基本計画の策定義務)

第三条 府は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十七条第二項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

(2) 第6条関係

(校長の学校運営責任)

第六条 府立学校の校長（以下「校長」という。）は、当該府立学校の運営に関して、その責任を有し、最終的な意思決定を行う。

[解説]

本条は、校長の学校運営責任についての理念規定である。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する者とされており、学校の最高責任者であるから、その学校の運営に関して最終的な意思決定を行う立場にあることを明確にしたものである。

なお、本条は、学校教育法の規定により校長がつかさどることとされている校務の範囲において、校長が最終的な意思決定を行うことを意味しており、府立学校に関する事項で教育委員会その他校長以外の者が決定すべき範囲のものまで校長が意思決定することを意味するものではない。

[注解]

「校長」とは、学校教育法に規定する校長をいう。府立学校においては、定時制の課程又は通信制の課程を有する高等学校及び高等部を有する特別支援学校に准校長を置くことがあり、准校長は、定時制の課程等にかかる所属職員を監督し、校長の権限に属する事項のうち、①学校教育の管理に関すること、②生徒の管理に関すること(生徒の入学、転学、退学及び卒業に関することを除く。)、③所属職員の管理に関すること、④学校事務の管理に関すること、⑤その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること、について校長の決裁を経ずに専決するものとされている。従って、准校長は、その権限の範囲内において、本条例の「校長」の権限に属する事項を専決することになる。

[参照法令等]

■学校教育法

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

■学校教育法施行規則

第四十八条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。〔高等学校、特別支援学校に準用〕

2 職員会議は、校長が主宰する。

■学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（H12.1.21 文教委第二四四号 各都道府県教育委員会等あて文部事務次官通知）

一 改正の趣旨

（職員会議関係）

職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに、幼児児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義を有するものである。しかしながら、職員会議についての法令上の根拠が明確でないことなどから、一部の地域において、校長と職員の意見や考え方の相違により、職員会議の本来の機能が発揮されない場合や、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営がなされ、校長がその職責を果たせない場合などの問題点が指摘されていることにかんがみ、職員会議の運営の適正化を図る観点から、省令に職員会議に関する規定を新たに設け、その意義・役割を明確にするものであること。

三 留意事項

（職員会議関係）

- （一）今回省令において規定した職員会議は、学校教育法第二十八条第三項等において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されている学校の管理運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の職務の円滑な執行を補助するものとして位置付けられるものであることに十分留意すること。
- （二）職員会議においては、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、学校の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等に関する職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行うことが考えられること。
- （三）職員会議を構成する職員の範囲については、設置者の定めるところによることとなるが、教員以外の職員も含め、学校の実情に応じて学校の全ての職員が参加できるようにその運営の在り方を見直すこと。
- （四）職員会議は校長が主宰するものであり、これは、校長には、職員会議について必要な一切の処置をとる権限があり、校長自らが職員会議を管理し運営するとい

う意味であること。

(五) 学校の実態に応じて企画委員会や運営委員会等を積極的に活用するなど、組織的、機動的な学校運営に努めること。

(3) 第7条関係

(学校経営計画)

第七条 校長は、毎年、基本計画及び第五条の指針となるべき事項を踏まえ、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情に応じ、当該府立学校における経営の視点を取り入れた運営の計画（以下「学校経営計画」という。）を定めなければならない。

2 学校経営計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該府立学校の教育目標
- 二 前号の教育目標を達成するための取組の方策
- 三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ第十二条第一項に規定する学校協議会の意見を聴くものとする。

4 委員会は、校長が学校経営計画を定めるために必要な支援を行うものとする。

[解説]

ある。

第 2 項は、その学校の教育目標や目標達成のための取組方策等を学校経営計画に定めるべきことを規定したものである。これらの目標や取組方策は、一般的、抽象的なものではなく、できる限り具体的なものとすべきである。

第 3 項は、学校経営計画の策定に当たって、その学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者、地域の住民その他の関係者、学識経験者等で構成される学校協議会の意見を聴くことを定めた規定である。これは、学校運営が委員会や学校の独善に陥ることなく、保護者等のニーズを踏まえたものになることを目指したものである。

第 4 項は、学校経営計画の策定に当たっての委員会の支援義務を定めたものである。校長が教育目標を定めるにあたって、委員会が学校状況を把握し、また、各学校の学校経営計画について、基本計画との整合性や目標の妥当性、取組方策の有効性等が高まるよう積極的に支援を行わなければならない。

◆参考

PDCA サイクル…事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）

の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する方法。

1. Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
2. Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う。
3. Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4. Act（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

[注解]

「経営」とは、企業や事業において、最少の経費で最大の効果を得ることを目的に、将来のあるべき姿に至るまでの変革のシナリオづくり及びその変革を実行するための手法の戦略的組合せを含むものであり、組織・機構をはたらかせる意味の「運営」を計画する際に特に留意すべきであるため、条文に明記するものである。

また、「経営の視点」とは、最少の経費で最大の効果を挙げるといふ、民間企業において意識される視点のことをいう。すなわち、学校

組織を機能させるに当たって、経済的視点を意識することをいう。

(4) 第8条関係

(学校運営のための経費の確保)

第八条 校長は、委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。

2 委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる経費の確保に努めるものとする。

[解説]

本条第1項は、学校運営のために必要となる経費について、委員会に対し校長が学校経営計画に定めた教育目標を達成するにあたっての具体的な必要性を明らかにして要求すべきことを定めたものである。

第2項は、経費確保についての委員会の努力義務を定めたものであり、委員会としても、学校の取組を検討・評価し、十分に学校の要求に応えられるよう努めるべきである。

[参照法令等]

■地方自治法

第二条（略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

■大阪府財務規則

(予算の通知)

第十条 知事は、予算が成立したときは、部局長等及び企業管理者に対し、その所掌に係る予算を通知する。

(予算の記録及び執行計画)

第十一条 部局長等は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る予算を記録するとともに、当該予算の執行計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 (略)

※「部局長等」には教育長を含む。

(歳出予算の配当等)

第十二条 部局長等は、歳出予算について配当を受けようとするときは、配当要求書(様式第一号)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により配当要求書(様式第一号)が提出されたときは、前条第一項の執行計画に基づき調整の上、配当通知書(様式第二号)を作成し、これを添えて、部局長等に配当する。

3 部局長等は、前項の配当を受けたときは、必要に応じ、予算執行機関配当通知書(様式第三号)を作成し、これを添えて、所管の予算執行機関の長に配当するものとする。

(5) 第9条関係

(保護者等との連携協力及び学校運営への参加の促進の取組)

第九条 府立学校は、在籍する幼児、児童又は生徒の保護者、地域の住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）に対し、当該府立学校の運営に関する状況を説明する責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の当該府立学校の運営への参加を促進するため、当該府立学校の授業の内容、次条第一項に規定する学校評価、教育活動その他の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 校長は、保護者等の意向を的確に把握し、当該意向を当該府立学校の運営に適切に反映するよう努めなければならない。

[解説]

本条は、学校教育法第62条及び第82条において準用する同法第43条の情報提供義務を踏まえ、教育活動の状況に関する情報の提供が、保護者等への説明責任を果たす上でも、また、保護者等との連携協力や保護者等の学校運営への参加促進の上でも必要であることから、これを積極的に行うという一般原則を定めたものである。

また、校長は、保護者等の意向を的確に把握し、その意向を府立学校の運営に適切に反映させ、学校運営が常に保護者等のニーズに沿ったものとなるよう努めなければならない。

なお、府立学校の運営は広い意味では府の教育行政の一部であることを考え合わせ、本条は、大阪府教育行政基本条例第5条の規定を府立学校について規定するものである。

[注解]

「保護者、地域の住民その他の関係者」とは、保護者や地域住民に加え、例えば、卒業生等、学校と何らかの関係のあるものをいう。必ずしも学校の所在する地域に在住、在勤等する者に限らない。

[参照法令等]

■学校教育法

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。(以下略)

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条(第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十四条(第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第三十六条、第三十七条(第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

■大阪府教育行政基本条例

(府民との連携協力)

第五条 府は、府民に対し、教育に関する施策について説明する責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力による教育の振興に資するため、府における教育の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 府は、府民の意向を的確に把握し、教育行政に適切に反映させるよう努めなければならない。

(6) 第10条関係

(学校評価)

第十条 学校評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十二条及び第八十二条において準用する同法第四十二条の評価をいう。以下同じ。）は、当該府立学校の学校経営計画に定めた教育目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

2 校長は、学校評価の実施に当たっては、保護者等による学校運営に関する評価（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四条第一項及び第百三十五条第一項において準用する同令第六十七条の評価をいう。）及び第十九条第二項の授業に関する評価を踏まえるとともに、第十二条第一項に規定する学校協議会の意見を聴いて行うものとする。

[解説]

本条は、学校運営における PDCA サイクルの C（Check：点検・評価）の段階について定め、学校経営計画に定めた教育目標の達成状況の評価と学校教育法に基づく学校評価との関係を明らかにするとともに、学校評価の手続を具体化したものである。

第1項は、学校の運営状況全体を対象とする学校教育法に基づく学校評価を行うにあたっては、学校経営計画に定めた教育目標の達成状況を含めて評価を行うことを定めたものである。

第2項は、学校評価を行う場合に加味しなければならない事項を定めたものである。学校評価は、自己評価だけでなく保護者等による評価も行うよう努めることとされている（学校教育法施行規則第104条第1項及び第135条第1項において準用する同令第67条）。そこで、本条では、保護者等の視点を一層取り入れるべく、これを努力規定ではなく義務規定にすることとした。また、保護者等による評価と教員の授業に関する評価も踏まえるとともに、学校協議会の意見を聴いて、学校評価とすることとした。

なお、学校評価については、文部科学省が「学校評価ガイドライン（H22.7.20 文部科学省改訂）」を定めており、これに則って行うことが適当である。同ガイドラインでは、保護者等による評価（同ガイドラインでは、「学校関係者評価」と呼んでいる。）に加え、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者による評価（同ガイドラインでは、「第三者評価」と呼んでいる。）も行うことが望ましいとされている。本条第2項により、学校関係者評価の機能のほか、委員の一部に専門家を任命する学校協議会の意見を聴くことにより第三者評価の

機能を付加することで、同ガイドラインに則った学校評価を行うこととなる。

[参照法令等]

■学校教育法

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。(以下略)

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条(第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十四条(第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第三十六条、第三十七条(第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

■学校教育法施行規則

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 (略)

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで(第六十九条を除く。)の規定は、高等学校に準用する。

2・3 (略)

第一百三十五条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで及び第八十二条の規定は、特別支援学校に準用する。

2～5 (略)

(7) 第11条関係

(学校運営の改善)

第十一条 校長は、学校評価の結果を次期の学校経営計画に反映させるものとする。

[解説]

本条は、学校運営における PDCA サイクルの A (Act : 処置・改善) の段階について定めたものである。

学校評価によって学校運営における問題点や課題が明らかになることで、校長はその改善策を講ずることとなる。日常の学校運営において、迅速に改善を行いつつ、一定の期間で改善を図らなければならないものは、次期の学校経営計画に反映させる必要がある。つまり、この段階の措置は、PDCA サイクルの A (Act : 処置・改善) の部分であるとともに、P (Plan : 計画) の部分でもある。

(8) 第12条関係

(学校協議会)

第十二条 保護者等との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映のため、府立学校に、府立学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置く。

2 学校協議会の名称は、その置かれた府立学校の名称を冠するものとする。

3 学校協議会の委員は、校長の意見を聴いた上で、保護者等及び委員会が必要と認める者について、委員会が任命する。

4 学校協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に対して、意見を述べることができる。

一 学校経営計画に関する事項

二 学校評価に関する事項

三 教員（教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。以下同じ。）の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

[解説]

本条は、学校協議会の設置根拠となる規定であり、設置の目的、学校協議会の委員の任命方法、業務内容等について定めたものである。

【学校協議会の設置等】

第1項及び第2項は、委員会の附属機関としての学校協議会の設置及び名称について定めている。地方自治法第138条の4第3項等では、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴う審査、審議、諮問、調査等を行うため、条例で附属機関を置くことができるとされている。学校協議会は、学校運営における保護者等との連携協力、保護者等の学校運営への参加促進及び保護者等の意向の反映のため必要となる事項を協議することを目的とするものであり、その機能から附属機関に該当するものである。

なお、附属機関は、執行権は有しない（※新版逐条地方自治法第6次改訂）。

【学校協議会委員の任命に係る公正性の確保】

第3項は、学校協議会の委員の任命方法について定めている。本条例では、学校評価と校長の人事評価との連動について定めているが（第17条）、校長の評価につながる学校評価について学校協議会で協議することから、委員の任命は委員会がすることとし、校長による恣意的な人選を防止し、委員の選定に客観性と公正性を図ることとしている。ただし、一方で学校協議会の運営は学校現場の実情に即する必要があることから、委員の任命に当たっては、委員会は校長の意見を聴いた上で行うこととしている。

【学校協議会の業務内容】

第4項は、学校協議会の業務内容について定めている。従来の学校協議会は、教育委員会規則の定めるところにより、全府立学校に設置され、保護者や地域住民等が参加して学校運営改善や特色づくりのための協議、意見交換や提言及び学校評価（学校関係者評価）が行われてきたところである。今般、こうした機能を一層拡充させるため、学校経営計画や教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項等も協議事項とするものである。

【保護者による意見の申立て】

教員の授業その他の教育活動に関し、保護者から申し立てられた意見を学校協議会において調査審議することとした。その理由は、保護者の意見を公平かつ客観的な観点で協議し、必要なものについて校長に意見を述べることにより、一層開かれた学校づくりにつなげるためである。例えば、校長は、学校協議会での調査審議を踏まえ、第21条の指導が不適切な教員に対する指導等を行うこととなる。

なお、ここで申立てを行うことができる者は、授業その他の教育活動の利益を直接受ける在校中の幼児、児童又は生徒の保護者であり、府民から学校に対して相談等があった場合の対応については、従前どおりとする。

[注解]

「委員会が必要と認める者」としては、例えば、学識経験を有する者等が考えられる。

[参照法令等]

■地方自治法

第百三十八条の四 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2・3 (略)

■大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(平成24年大阪府教育委員会規則第10号)による改正前の大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則

(学校協議会)

第二十二条の四 高等学校に、学校協議会を置く。

2 学校協議会は、校長の求める事項について協議し、学校運営に関し意見交換や提言を行う。

3 学校協議会委員は、当該高等学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長が委嘱する。

(準用)

第三十六条 第二十二條の二から第二十二條の七まで、第二十七條及び第二十八條の規定は、特別支援学校に準用する。(以下略)

■学校協議会・授業評価について（平成24年2月定例府議会大阪維新の会 上島議員一般質問に対する教育長答弁）

問) 保護者等で作る学校協議会に、保護者は不適格教員を校長に申し立てる事が出来ませんが、「モンスターペアレンツ」を助長する懸念があります。学校協議会が、公平かつ客観的な観点で、保護者の申し立てを取りまとめる事等、制度設計をきっちりと図るべきです。また、学校協議会では、府立学校条例の施行に伴い、学校経営計画や学校評価についての協議、保護者の申し立てについての調査、特に不適格教員をあぶり出す必要があるなど、その責務は大変重くなりますが、責務を果たすためにどのような環境づくりが必要でしょうか。

答) 学校協議会につきましては、議員お示しのとおり、保護者からの妥当性を欠いた意見により、教科指導や生徒指導など教員の前向きな取組みが阻害されることがあってはいけないと懸念しております。そこで府立学校条例案では、保護者からの授業等に関する個々の意見は、直接校長に申し立てるのではなく、学校協議会が公平かつ客観的な観点から、その妥当性等について調査審議することとしており、今後、そのような観点で、制度設計を図ってまいります。また、学校協議会の委員が、その責務を果たしやすい環境づくりに向けて、保護者等の学校外の人材に教育に関する有識者を加えるなど、委員の構成や協議会の実施回数・開催時期などについて、十分検討するとともに、委員が学校の状況を把握するために必要な授業参観等の情報をしっかりと提供していく必要があると考えております。

(9) 第13条から第15条まで関係

(報酬)

第十三条 委員の報酬の額は、日額八千二百円を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第十四条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第十五条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

[解説]

第13条から第15条までの規定は、学校協議会を附属機関とすることに伴う所要の規定である。

地方自治法第203条の2第4項では、附属機関の委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は条例で定めることとされていることから、これらに関し必要となる事項を定めるものである。

[参照法令等]

■地方自治法

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

4 教職員の人事（第4章関係）

①校長の人事（第1節関係）

(1) 第16条関係

(校長の採用等)

第十六条 校長の採用は、原則として公募（職員からの募集を含む。）により行うものとする。この場合において、職員以外の者は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）に基づき、任期を定めて採用するものとする。

2 委員会は、校長の任用に当たり、学校教育に関する熱意、識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力その他委員会が必要と認める資質及び能力について、評価しなければならない。

[解説]

本条は、校長の採用に当たっての公募原則その他職員基本条例の特則を定めている。

【校長職を公募する理由等】

第1項は、原則として、校長の職については内外から広く人材を募った上で採用することを定めるものである。校長採用に当たって、手続の公平性・公正性を確保しつつ、優秀な人材を広く求め、公募（現職の教頭、教員等からの募集を含む。）により行うものである。

【公募対象とする校長職】

公募の対象は、退職等により生じた補充を必要とする校長職の合計数の範囲内とし、空席となった学校長ごとに個別に公募するのではない。

ただし、緊急を要する場合や合理的理由により公募する必要がないと認められる場合は、公募によらないこととすることができる。

【任期付職員採用法との関係】

また、第1項後段は、公募した職について本府職員以外の者を採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「任期付職員採用法」）による任期付職員として採用することを規定している。

任期付職員採用法は、任期付職員の採用について、部内に適任者がいない場合に行うことを想定しており、専門知識が必要な限られたポ

ストで、一定期間に限った活用が前提という要件となっている。校長職は恒常的に置く必要がある常勤の職であり、このことから、全てのポストを任期付職員とすることはできず、全校長職を任期付職員として採用することは、任期付職員採用法の趣旨にそぐわないため、外部からの応募者のみを任期付職員とするものである。

なお、任命権者が把握していない適任者が部内にあることも十分ありうることから、内部においても外部と同様に公募を行うが、内部登用による校長については任期付職員とするものではない。

【校長の任用に当たっての選考評価】

第2項では、校長がその教育機関における教職員のトップであることに鑑み、何よりも学校教育に関する熱意、識見を重視して評価すべきであることを明らかにしている。加えて、校長は管理又は監督の地位にある管理職であり、部下の指導育成を図りながら学校を運営する立場に立つことに鑑み、その任用にあたっては、部下の育成能力を含めた組織をマネジメントする資質や能力についても評価することとしている。

〔注解〕

ア 「採用」とは、任用の一種であり、現に職員でない者を職員の職に任命することをいう（S27.12.4 自丙行発 52）が、ここでいう「校長の採用」とは、地方公務員法にいう採用のみならず、現に教育公務員でない者を校長とすること及び教員、教育長、専門的教育職員のいずれかの職にある教育公務員が校長となることをいう。

イ 「任用」とは、採用、昇任、降任又は転任をいう。

〔参照法令等〕

■教育公務員特例法

（採用及び昇任の方法）

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

■地方公務員法

(任命の方法)

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

■地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- 一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- 二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- 三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

■行政処分取消請求事件（昭和 38 年 04 月 02 日最高裁判決）

「地方公務員法…がいわゆる条件付採用制度をとり…また分限免職および懲戒免職の事由を明定して…職員の身分を保障していることや、特に臨時的任用に関する規定を設け、その要件、期間等を限定していること…に徴すれば、職員の任用を無期限のものとするのが法の建前であると解すべきこと、まさに所論のとおりである。しかし、右法の建前は、職員の身分を保障し、職員をして安んじて自己の職務に専念させる趣旨に出たものであるから、職員の期限付任用も、それを必要とする特段の事由が存し、且つ、それが右の趣旨に反しない場合においては、特に法律にこれを認める旨の明文がなくても、許されるものと解するのが相当である。」

■昭和 62 年 6 月 18 日最高裁判決

「地公法の下において職員の期限付任用が許されるかどうかについては、法律に明文の規定はないが、一般職の場合、恒常的に置く必要があるべき常勤の職員については、職員の身分を保証し、職員をして安んじて自己の職務に専念させ、もって公務の能率的な運営に資するため、期限の定めなしに任用するのが法の建前であり、したがって、任期を定めた任用は、それを必要とする特段の事由が存し、且つそれが右の趣旨に反しない限り許されると解される。」

■地方公務員月報平成 14 年 6 月号

一般職任期付職員法は、「公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の必要性が高まっていることにかんがみ、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の職員の任期を定めた採用に関する事項について定めるもの」

(2) 第 17 条関係

(校長の任用及び勤務成績の評定)

第十七条 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定（職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）第十四条第一項に規定する人事評価を含む。以下同じ。）に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。

[解説]

本条は、校長の任用や勤務成績の評定をする場合には、その学校における学校評価を踏まえた上で行うことを定めている。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する者とされており、その学校の最高責任者であるから、その校長の執務の状況がその学校の評価となって表れてくる。そのため、学校評価の結果を踏まえて校長の任用や勤務成績の評定を行うこととしたものである。

ここで、校長の「任用」としているのは、学校評価の結果によって、その学校にどのような人材が必要となるかを判断し、新規の校長採用や転任等の要否を決定するためである。

なお、「学校評価を踏まえ」とは、学校評価のうち目標の達成状況のみならず、取組状況なども考慮するものである。

[注解]

ア 「任用」とは、採用、昇任、降任又は転任をいう。

イ 「勤務成績の評定」とは、人事管理の任に当たる者が、人事管理の資料とするため、人事管理の見地から職員の勤務活動（執務）を評価し、判定することをいい、地方公務員法第40条の「勤務成績の評定」と同義である。勤務成績の評定は、毎年1回以上一定の日に常例として行う「定期評定」と、採用や昇任等で必要に応じて随時、特別に行われる「特別評定」又は「臨時評定」とがある。なお、この定期評定のことを「人事評価」と呼ぶことも多く、職員基本条例第14条においては、人事評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の語を用いている。そのため、この条例では、勤務成績の評定の定義の中に職員基本条例でいう「人事評価」を含むものとした。

[参照法令等]

■地方公務員法

(勤務成績の評定)

第四十条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 (略)

■職員基本条例

(人事評価の目的等)

第十四条 人事評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的として行う。

2 人事評価の結果は、任用又は給与に適正に反映しなければならない。

3 勤勉手当については、人事評価の結果を明確に反映しなければならない。

②教員等の人事（第2節関係）

(1) 第18条関係

（教員等の研究と修養）

第十八条 校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等のニーズを踏まえつつ、幼児、児童又は生徒にとって将来にわたって必要な力を育ていけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

〔解説〕

本条は、教員等の教育活動の実施に当たっての研修義務を定めている。

教育の本質は、教員と幼児、児童又は生徒との人格的な触れ合いにあり、単なる知識、技術の伝達にとどまらず、教育を受けるものの人格完成を目指してその成長を促す営みである。このため、その直接の担い手である教員には確たる理念や責任感、幼児、児童又は生徒に対する愛情、専門的な知識、深い教養などが求められており、絶えず研究と修養に努めなければならない。

教員等に対する研修の義務は、教育基本法や教育公務員特例法でも定められているところであるが、本条は、これらの規定の趣旨に加え、保護者等のニーズを踏まえ、かつ、幼児、児童又は生徒にとって将来にわたって必要な力を育ていくために研修に努めるべきことを定めたものである。

〔注解〕

ア 「ニーズ」とは、学校教育に対する保護者等の期待や希望、意向、求め等をいう。

イ 「幼児、児童又は生徒にとって将来にわたって必要な力」とは、教育行政基本条例第1条の「子どもたちにとって将来にわたって必要となる力」と同義である。すなわち、子どもたちが将来にわたって社会において生きる力、社会を支えていくために必要な力を意味するものである（「大阪の教育力」向上プラン（平成21年1月28日策定））。同プランでは、大阪の子どもたちが、これまで培ってきた大阪の歴史や伝統を受け継ぐとともに、これからの変化の激しい社会を力強く生き抜き、次代を担い得る大人になるよう、以下の力をはぐくむ必要があるとしている。

- ・基礎・基本と活用する力、学ぶ意欲
- ・社会を創っていく態度

- ・心身の健康、体力
- ・進路選択、決定力
- ・生命と人権の尊重
- ・自然尊重の精神、環境を大切にす態度をいう。

[参照法令等]

■教育基本法

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 (略)

■教育公務員特例法

(研修)

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 (略)

(2) 第19条関係

(教員の勤務成績の評定)

第十九条 教員の勤務成績の評定は、校長による評価に基づき行うものとする。

2 教員のうち授業を行う者に係る前項の評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。

3 前項の授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。

[解説]

本条は、教員の勤務成績の評定に係る基本方針を定めたものである。

第1項は、勤務成績の評定は、任命権者の権限であるが、日常の教育活動等を管理する校長の評価に基づくことを明記したものである。

第2項は、教員の評価に当たっては、授業に関する評価を一つの要素に組み込むこととしたものである。

第3項は、授業に関する評価に当たっては、生徒又は保護者による評価を踏まえることとしたものである。この運用に当たっては、原則として、生徒による評価を踏まえることとするが、特別支援学校等、生徒等の状況によっては保護者による評価を踏まえることとする。

なお、ここで、「生徒又は保護者による評価を踏まえる」とあるが、これは、授業評価において、校長自らが行う授業観察の結果や同僚教員の意見とあわせ、生徒等による授業アンケート等を活用するということである。

また、生徒の教員に対する一面的な見方や保護者の身勝手な意見や理不尽な要求をそのまま教員の評価につなげていくということになってはならない。教員の評価は校長が、勤務成績の評定は委員会が、責任を持って行わなければならない。

本条は、附則第1項ただし書の規定により平成25年4月1日施行となっているが、委員会は、平成25年度の完全実施に向け、制度設計を行う必要がある。

[参照法令等]

■地方公務員法

(勤務成績の評定)

第四十条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 (略)

■職員基本条例

(相対評価)

第十五条 任命権者は、相対評価（分布の割合を定めて区分し、職員がどの区分に属するかを相対的に評価する方法をいう。）により、人事評価を行う。

2 前項の人事評価は、次の表の上欄に掲げる区分のとおり上位から区分し、概ね同表の下欄に定める分布の割合（評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合をいう。）により行う。

(略)

(適用除外)

第四十六条 第十五条の規定は、府立学校の職員及び府費負担教職員には適用しない。

2～4 (略)

■児童・生徒の授業評価をふまえた教員評価（平成24年2月定例府議会民主党 中村議員代表質問に対する教育長答弁）

問) 生徒の授業評価を盛り込むことになった。なぜ、教員の評価において、生徒の評価を盛り込むのか。本当にきちんとやれるのかどうか。疑問に思っているが、教育長はその点はどのように考えているのか。

答) 教員評価に生徒の授業評価を盛り込むことについてご心配の向きもあろうかと思いますが、教員評価を生徒の評価に委ねるということではなく、校長が行う教員評価の一つの要素として、組み込むということでございます。これによって、客観性を確保した評価が実施できるとともに生徒の授業評価を教員にフィードバックすることにより、具体的な授業改善にもつながるものと考えています。現在も、すべての府立高校において、生徒による授業アンケートを実施しているところですが、その内容や実施方法は、各校でばらつきがあり、授業評価として活用するためには、それらを統一的なものにする必要があると考えています。

■府立学校の教員の評価方法について（平成24年2月定例府議会自由民主党 朝倉議員一般質問に対する教育長答弁）

問) 教員の評価を保護者や生徒に委ねることです。今でも一部の身勝手な保護者によって学校が混乱を来している例が報告されています。このうえさらにこのようなことを制度化することは、これからの学校、教育に大混乱を来たすのではないですか。教育長の見解をお聞きいたします。

答) 教員の評価方法について、お答えします。教員を評価するにあたりましては、議員ご心配のとおり、私も、保護者の身勝手な意見や理不尽な要求、生徒の教員に対する一面的な見方を、そのまま、教員の評価につなげていくということになってはならないと考えております。府立学校条例案では、教員の評価に、生徒による授業評価を盛り込むこととしておりますが、これは、教員評価を生徒に委ねてしまうということではなく、校長が行う教員評価の一つの要素として組み込むことです。その授業評価につきましても、生徒による授業アンケートを活用しながら、同僚教員の意見や、校長自らが行う授業観察の結果等もあわせ、校長が責任を持って評価を行うこととしています。…また、この条例案には、保護者から教員の授業やその他教育活動に関して、意見を述べるができること、いわゆる、申立権についても盛り込んでおりますが、これについても、保護者が直接校長に意見を申し立てるのではなく、まずは、学校協議会が、公平かつ客観的な観点から、その妥当性等について調査審議することとしております。今後、授業評価の結果を教員評価に具体的にどのように反映させていくか、あるいは、保護者の申立権を、学校協議会

を介していかにしっかりと運用していくか等、詳細の制度設計をすすめていくこととなりますが、学校現場に混乱を招くことのないよう、十分に留意しながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 第20条関係

(校長の人事に関する意見の尊重)

第二十条 委員会は、職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

第三十六条の規定により校長が申し出た意見を尊重しなければならない。

2 委員会は、次条第一項の規定による申出があったときは、これを尊重しなければならない。

[解説]

本条は、可能な限り教育現場の実情に応じた教育活動がなされるよう、校長の権限を強化する観点から、教職員の人事に関し、校長の意見等を尊重すべきことを定めたものである。

第1項については、校長は所属職員を監督する立場にあることから、監督者としての責任の明確化を図るため、任命権者に意見具申の途が開かれているが（地教行法第36条）、本条は、この考え方を一層進め、校長の意見具申について、委員会の尊重義務を定め、校長による学校マネジメントに資することを狙いとしている。

第2項については、校長からの指導改善研修等の申出の尊重義務を定めている。幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員については、校長が委員会と連携協力して取り組むべき課題である。校長はその所属の職員のうち、指導が不適切と認める教員があるときは、第21条第1項の規定により、委員会に対し、指導改善研修等を講ずるよう申し出ることになる。この場合、委員会は、校長の意見を尊重して、指導改善研修等を行うべきこととしている。

[注解]

ア 「任免その他の進退」とは、地教行法第36条の「任免その他の進退」と同義であり、任用、免職その他身分上の異動をいう。休職、復職、昇格、懲戒処分等がこの中に入る。

イ 「尊重」とは、特別の事情のない限りその意見に沿って処置することが強く要請されるが、法的には、校長の意見に拘束されて裁量を加える余地が全くないわけではないとの意である。

[参照法令等]

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(所属職員の進退に関する意見の申出)

第三十六条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。(以下略)

(4) 第21条関係

(指導が不適切な教員に対する措置)

第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第十二条第四項第三号の保護者からの意見の調査審議の結果を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置（以下「指導改善研修等」という。）を講ずるよう申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出に係る教員について、必要に応じ、指導改善研修等を講ずるものとする。

3 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

[解説]

本条は、指導が不適切な教員等に対する措置を定めたものである。

【委員会と校長との連携協力及び役割分担】

校長はその所属の職員のうち指導が不適切と認める教員があるときは、委員会に指導改善研修等を行うよう申し出ることを確認的に

定めた。この場合の手続きとしては、校長は授業観察等で日頃から教員の教育活動の状況を把握しておくとともに、保護者から意見の申出があった教員については学校協議会での調査審議の結果も踏まえ、まず、管理監督責任者として自らその教員を十分に指導しつつ、指導の効果が上がらない場合等必要に応じ、委員会に申し出るものである。なお、保護者から指導が不適切との意見の申出があった教員については、第12条第4項により、まずは学校協議会に申し出る仕組みとなっている。

【教育公務員特例法の指導改善研修対象者との相違】

本条の、指導が不適切な教員の範囲は、幼児、児童又は生徒に対する指導の機会の程度を考慮し、教育公務員特例法（以下「特例法」）で定める対象者より広い範囲としている。

- ・特例法…教諭、助教諭及び講師（特例法では、これらを「教諭等」としている。）
- ・本条例…教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（幼児、児童又は生徒に対する指導の機会がある教員を対象としている。）

教諭、助教諭及び講師は特例法の「指導改善研修」の対象となり、教頭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭は指導改善研修に準じた「その他の指導の改善を図る措置」の対象となる。

【指導が不適切な教員に係る対応の厳正化】

第3項は、指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講じた後の免職その他の必要な措置について、厳正に行うことを義務付ける規定である。指導が不適切な教員についての対応手順は、概ね次のとおりである。

- ①校長が、指導が不適切な教員の日頃の教育活動の状況や、学校協議会の意見等も踏まえ、必要な指導等をするとともに、必要に応じ、委員会に対し指導改善研修等の措置を講ずるよう申出。
- ②委員会は、事実確認や当該教員の意見聴取を実施するとともに、専門的な知識を有する者及び保護者である者の意見も聴いて指導改善研修等を実施。
- ③指導改善研修等を実施した後もなお指導を適切に行うことができないかどうかについて、専門的な知識を有する者及び保護者である者に意見聴取。

④指導改善研修等を実施した後もなお指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置（職種変更等）を厳正に講ずる。

[参照法令等]

■教育公務員特例法

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。

2・3 (略)

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かななければならない。

6・7 (略)

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

③職員の定数（第3節関係）

○ 第22条関係

第二十二条 府立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 高等学校 一〇、一五二人
- 二 特別支援学校 三、五九五人

[解説]

本条は、府立学校の職員定数に係る規定である。

地教行法第31条第3項で学校の職員の定数は条例で定めることとされていることにより、府立学校の職員定数を明らかにするものである。

[参照法令等]

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育機関の職員)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

5 入学検定料等（第5章関係）

(1) 第23条から第28条まで関係

(入学検定料及び入学料)

第二十三条 高等学校に入学しようとする者は入学検定料を、高等学校に入学を許可された者は入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学検定料及び入学料の額は、次の表のとおりとする。

(略)

(聴講料)

第二十四条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程における講座の聴講を許可された者は、聴講料を納付しなければならない。

2 前項の聴講料の額は、一講座につき、定時制の課程にあつては六千五百円、通信制の課程にあつては三千三百円とする。

(受講料)

第二十五条 高等学校の通信制の課程における科目等の受講を許可された者は、受講料を納付しなければならない。

2 前項の受講料の額は、一科目等（分割受講することとされている科目等にあつては、各分割されたものを一科目等とみなす。）につき千三百円とする。

(手数料)

第二十六条 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付を受けようとする者（在学する者を除く。）は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、一通につき四百円とする。

(還付)

第二十七条 既納の入学検定料、入学料、聴講料、受講料及び手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第二十八条 入学検定料及び入学料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

[解説]

本条は、公の施設たる府立学校の管理に関する事項のうち、入学検定料等に関する規定である。

入学検定料及び入学料、聴講料、受講料並びに卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付手数料については、公の施設の使用料又は手数料に該当する。使用料又は手数料の徴収や還付、減免等に関する事項は、地方自治法の規定により条例事項とされている。そのため、これらの規定を置くものである。

なお、これらの規定は全て、従来の大阪府立高等学校等条例に定められていた事項である。

[参照法令等]

■地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 (略)

■公立学校の学生、生徒に対する各種証明手数料の徴収の可否 (S35.10.4 自治丁行発 32)

公立学校の学生、生徒に対する各種証明手数料の徴収はできない。

6 雑則（第6章関係）

○ 第29条関係

（委任）

第二十九条 この条例に定めるもののほか、府立学校に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔解説〕

本条は、この条例の具体的な運用について、委員会に委任することを定めるものである。

委員会は、この条例の趣旨にのっとり、必要な教育委員会規則等を定めることとなる。

7 附則

（1）附則第1項関係

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十六条及び第十九条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

〔解説〕

本項は、この条例の施行期日を平成24年4月1日とするものである。

ただし、公募による校長の採用等や教員の勤務成績の評定に関する規定は、職員基本条例に規定する部長その他任命権者が定める職の内外公募による任用や人事評価への相対評価の導入に関する規定が平成25年4月1日から施行することとしていることにあわせ、同日から施行することとするものである。

（2）附則第2項関係

（準備行為）

2 第十六条第一項の公募及び採用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことが

できる。

[解説]

本項は、校長の職の内外公募による採用を平成 25 年 4 月 1 日から行うに当たり、そのために必要な公募や手続等の行為を、この条例の施行前から実施できることとするものである。

(3) 附則第 3 項関係

(大阪府立高等学校等条例の廃止)

3 大阪府立高等学校等条例（昭和二十三年大阪府条例第九十八号）は、廃止する。

[解説]

本項は、この条例の制定によって、従来大阪府立高等学校等条例を廃止とするものである。

大阪府立高等学校等条例を廃止し、この条例を新規に制定した理由は、大阪府立高等学校等条例で定めていた事項以外の事項を大幅に加え、府立学校の運営方法を根本から見直したためであり、その意味で従来制度について継続性を認めないためである。このため、一部改正や全部改正という手法をとらなかったものである。

(4) 附則第 4 項関係

(大阪府立高等学校等条例の廃止に伴う経過措置)

4 大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（平成二十二年大阪府条例第四十八号。以下「一部改正条例」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正条例の施行の日において既納の授業料は、第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[解説]

本項は、いわゆる高等学校等の授業料の無償化措置がされる前において納付された授業料の取扱いを定めるものである。

大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（平成22年大阪府条例第48号）の施行日は平成22年4月1日であるが、その時点において納付されている授業料について還付の必要が生じた場合は、この条例で授業料の還付に係る規定はないが、従前の例、すなわち、同条例による改正前の大阪府立高等学校等条例の規定の例によって還付を行うとするものである。なお、同条例の従前の規定は、次のとおりである。

[参照法令等]

■大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（平成22年大阪府条例第48号）による改正前の大阪府立高等学校等条例

(還付)

第七条 既納の入学検定料、入学料、授業料、聴講料及び受講料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(5) 附則第5項関係

5 一部改正条例附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正条例の施行の日において未納の授業料は、第二十三条、第二十七条及び第二十八条の規定にかかわらずなお従前の例による。

[解説]

本項は、いわゆる高等学校等の授業料の無償化措置が実施される前において未だ納付されていない授業料の取扱いを定めるものである。

大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（平成22年大阪府条例第48号）の施行日は平成22年4月1日であるが、その時点において未だ納付されていない授業料については、この条例で授業料に係る規定はないが、従前の例、すなわち、同条例による改正前の大阪府立高等学校等条例の規定の例によって納付義務があり、未納の授業料が納付された場合は還付又は減免をすることができるものである。

[参照法令等]

■大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（平成22年大阪府条例第48号）による改正前の大阪府立高等学校等条例

(入学検定料及び入学料)

第四条 高等学校に入学しようとする者は入学検定料を、高等学校に入学を許可された者は入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 (略)

(還付)

第七条 既納の入学検定料、入学料、授業料、聴講料及び受講料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第八条 入学検定料、入学料及び授業料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(6) 附則第6項関係

6 別表第一の規定の適用については、当分の間、同表中

「

大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目
------------	-------------

」とあるのは、

「

大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目
大阪府立大和川高等学校	大阪市住吉区菟田四丁目

」とする

[解説]

本項は、大阪府立大和川高等学校が廃止されるまでの間の読替規定である。

現在、同校の場所には、大阪府教育センター附属高等学校も設置されているところであるが、大阪府立大和川高等学校の生徒が卒業するまでの間、同校は存続していることになる。よって、同校の生徒が全て卒業し、同校が廃止される時に、本項も廃止することとなる。